

○豊島区自殺対策計画推進会議設置要綱

令和6年4月1日

健康部長決定

制定 平成30年2月23日

改正 令和4年4月1日

改正 令和5年3月30日

全部改正 令和6年4月1日

改正 令和7年4月1日

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85条）第13条の規定に基づき、同法第2条に規定する基本理念に沿って関係機関・団体等と協議を行い、本区の自殺対策をセーフコミュニティの取組みを通じた包括的な支援とするため、豊島区自殺対策計画推進会議（以下「推進会議」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策計画の推進及び、関係施策の連携に関すること。
- (3) 自殺対策計画の評価に関すること。
- (4) 自殺対策に関する理解促進や自殺の実態等情報共有に関すること。
- (5) その他区長が必要と認めること。

(構成)

第3条 推進会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康部長の職にある者とし、委員会の事務を総括する。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者を充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第5条 推進会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる事項について調査検討する。
 - 一 計画策定における課題整理等に関すること。
 - 二 推進会議から付議された事項に関すること。
 - 三 その他、特に必要と認められる事項に関すること。
- 3 部会員は、委員長が指名する。
- 4 部会には部会長を置き、保健予防課長の職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、部会を招集し、部会の検討経過及び結果を推進会議に報告する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係機関の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の審議結果について随時区長に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健予防課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の委員会の運営に関し必要な事項は、健康部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規定（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、健康部長の決定区分とする。
- 3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区自殺対策計画推進会議設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区自殺対策計画推進会議設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

1	委 員	健康部 池袋保健所長
2	〃	区民部 区民部長
3	〃	政策経営部 区民相談課長
4	〃	総務部 人材育成担当課長
5	〃	総務部 危機管理監 危機管理担当課長
6	〃	総務部 治安対策担当課長
7	〃	総務部 男女平等推進センター所長
8	〃	区民部 地域区民ひろば課長
9	〃	区民部 税務課収納推進担当課長
10	〃	区民部 国民健康保険課長
11	〃	区民部 高齢者医療年金課長
12	〃	産業観光部 産業振興課長
13	〃	福祉部 自立支援担当課長
14	〃	福祉部 高齢者福祉課長
15	〃	福祉部 障害福祉課長
16	〃	福祉部 生活福祉課長
17	〃	福祉部 西部生活福祉課長
18	〃	福祉部 介護保険課長
19	〃	健康部 保健予防課長
20	〃	健康部 健康推進課長
21	〃	健康部 長崎健康相談所長
22	〃	子ども家庭部 子ども若者課長
23	〃	子ども家庭部 子育て支援課長
24	〃	子ども家庭部 児童相談課長
25	〃	子ども家庭部 子ども家庭支援センター所長
26	〃	教育委員会事務局・教育部 指導課長
27	〃	教育委員会事務局・教育部 教育センター所長